

令和 2 年(2020 年)産業連関表における娯楽作品原本の扱いについて

令和 4 年 7 月 4 日

総務省政策統括官(統計制度担当) 付

統計審査官(産業連関表担当) 室

1. 基本的な考え方

(1) 課題

知的財産関係について、SNAの国際基準(2008SNA)では「生産」(産業連関表の対象取引)として総固定資本形成に計上するとともに、利用に係る取引も計上することとされている。このうち、JSNAとの整合性に留意しつつ「娯楽作品原本」(2008SNAの定義は別紙参照)の扱いを整理する。

(2) 2015年産業連関表の扱い

「娯楽作品原本」については、総固定資本形成、その利用サービスいずれも計上していない¹。

(3) JSNAの対応

旧基準(平成23年基準まで)は産業連関表と同様。平成27年基準改定において、娯楽作品原本を生産とし総固定資本形成に計上。併せて娯楽作品に関する著作権使用料に関しても、旧基準までの財産所得(賃貸料)から改め、輸出入について「著作権等サービス」の生産として追加した。

(4) 2020年産業連関表の方針

JSNAと同様に娯楽作品原本を新たに生産とし総固定資本形成(輸出入の譲渡取引を含む。)に計上する。

一方、娯楽作品に関する著作権使用料に関しては、JSNAにおいて輸出入のみの推計にとどまり、経済センサス-活動調査による取引把握も始まった²ばかりであり、2020年産業連関表には導入しない。

想定される具体的な対応は以下のとおり。

- ・ JSNAと同様に、映画、テレビ番組、音楽、書籍の4種類を対象。関係部門は以下のとおり。

平成27年基本表分類	関係する娯楽作品原本
5921011 公共放送	テレビ番組
5921021 民間放送	テレビ番組
5951011 映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	映画、テレビ番組、音楽
5951031 出版	書籍
6741099 その他の娯楽	音楽、書籍(著述家、芸術家業)

- ・ 10桁部門として、各種の娯楽作品原本(上記4種類を細分化、テレビ番組なら、①NHK制作分、②民間放送業制作分、③テレビ番組製作会社制作分等)を新設。基本分類は新設しない。(理由は、雇用者所得など娯楽作品原本に要する投入の分割が困難なため。)

¹ CDやDVDの製作といった「コピー」の生産は、映像・文字・音楽情報制作配給業の活動に含まれる。

² 2020年の経済センサス-活動調査で、初めて、以下の売上高を把握する。(主なもののみ)

- ・ 産業財産権等の譲渡
- ・ 産業財産権等の許諾サービス
- ・ 商標(フランチャイズに関連するものを除く)・商品化権の使用許諾サービス

本件に関連するものとして、

- ・ 映像著作権の使用許諾サービス
- ・ 音楽・音声著作権、同著作隣接権の使用許諾サービス など

- ・ 娯楽作品原本の産出は、娯楽作品原本を含む行部門の総固定資本形成に計上。
- ・ 娯楽作品原本に係る投入は、娯楽作品原本を含む列部門において、娯楽作品原本から発生する固定資本減耗が新たに加わり、総固定資本計上額と固定資本減耗の差額を営業余剰で調整。

2. 推計方法等

総固定資本形成、固定資本減耗額いずれも JSNA と同様とする。

なお、娯楽作品原本に関して、2015 年の総固定資本形成は合計で約 9,000 億円（内訳は、映画作品原本：約 2,500 億円、テレビ番組原本：約 2,300 億円、音楽：約 1,400 億円、書籍原本：約 2,800 億円）、2015 年末の娯楽作品原本（名目ストック額）は約 5 兆円とされており、公表されている実効償却率（定率法、0.165）を適用すると、固定資本減耗額として約 8,000 億円となる。

※ 娯楽作品原本、娯楽作品原本から発生する固定資本減耗など必要なデータを内閣府から入手し、CT 推計時において総務省が推計し、関係府省に提供する。

- ① **〔娯楽作品原本の対象期間〕** 資本の減耗期間は、定率法により平均使用年数 10 年を想定して設定。
- ② **〔娯楽作品原本の生産額〕** 娯楽作品原本の生産額は、原則としてコスト積み上げ方式により推計。ただし個人事業主による生産活動が主と考えられる音楽や書籍の一部については、投入コストの把握が難しいことから、関係する著作権管理団体から得られる著作権使用料のデータを利用した、ロイヤリティ方式³も併用。
- ③ **〔推計に利用する資料〕** 娯楽作品原本の生産額推計に利用する資料は、下記のとおり。

娯楽作品原本の種類	主な推計資料
映画・テレビ番組（うち外部制作分）	経済構造実態調査
	経済センサス-活動調査
テレビ番組（うちテレビ局内制作分）	NHK年鑑
	日本民間放送年鑑
	テレビ局各社の財務書類
書籍	経済構造実態調査
	出版指標年報
音楽	経済構造実態調査
	日本レコード協会公表資料
	著作権管理団体内部資料

³ ロイヤリティ方式

娯楽作品原本の制作時点から将来にわたって生じるロイヤリティを予測し、その割引現在価値を娯楽作品原本の価値とみなす方法。新作のロイヤリティ収入が全体に占める比率が比較的安定していることから、将来のロイヤリティ収入と現在のロイヤリティ収入を同等とみなしている。

推計イメージ例（民間放送とテレビ番組原本(民放作成)）

- ・ 民間放送で60の生産、このうち、娯楽作品原本に要する投入コスト20とそれ以外が40。
- ・ 「テレビ番組原本」の生産額も民間放送に加算。生産額は、娯楽作品原本に要する投入コスト20により推計（CTは60+20=80となる。）。
- ・ 娯楽作品原本の産出先として民間放送の総固定資本形成に加算。
- ・ 民間放送の列部門では、過去に総固定資本形成として取得した「テレビ番組原本」から生じる「固定資本減耗」18が加算される。差額の2については、営業余剰により調整。

<従来のイメージ>

	民間放送	他の中間需要	国内総固定資本形成	他の最終需要	国内生産額
民間放送	5	35	0	20	60
他の中間投入	20				
営業余剰	10				
資本減耗引当	5				
他の粗付加価値	20				
国内生産額	60				

<見直しイメージ>

番組原本の生産 20、番組原本(固定資産)からの減耗18 の場合	民間放送	他の中間需要	国内総固定資本形成	他の最終需要	国内生産額
民間放送	5	35	20	20	80
他の中間投入	20				
営業余剰	12				
資本減耗引当	23				
他の粗付加価値	20				
国内生産額	80				

10 + 2

5 + 18

3. 留意事項

(1) 他部門の下請けにより娯楽作品原本が制作されるケース

「放送業」の番組制作の下請けが「映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）」（以下「映像制作」という。）となるケースの推計イメージ例を以下に示す。

(現段階の方向性)

- ・ 民間放送の「番組自主制作分」は、行部門「民間放送」の「総固定資本形成」に計上。
- ・ 一方、民間放送の「番組外注制作分」（映像制作への委託）については、会計上、民間放送と映像制作のサービス取引として扱われ、民間放送側に権利が帰属すること多いと思われることから、民間放送（列部門）の映像制作への中間投入としてサービス取引額を計上するとともに、その費用の総額を民間放送（行部門）の「総固定資本形成」に計上。
- ・ なお、このような下請け関係は、他部門も同様に扱う。

<従来のイメージ>

	民間放送	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	他の中間需要	国内総固定資本形成	他の最終需要	国内生産額
民間放送	5		35	0	20	60
映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	9		2			11
他の中間投入	11	6				
営業余剰	10	4				
資本減耗引当	5	1				
他の粗付加価値	20					
国内生産額	60	11				

<見直しイメージ>

	民間放送	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	他の中間需要	国内総固定資本形成	他の最終需要	国内生産額
民間放送	5		35	29	20	89
映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	9		2			11
他の中間投入	11	6	11			
営業余剰	14	4				
資本減耗引当	30	1				
他の粗付加価値	20					
国内生産額	89	11				

投入コストで計測
20 自社コスト
9 他社コスト
(映像制作への投入)

(2) 他のサービス生産と密接に関係する利用料収入等の扱い

- ・ 著作権利用料など従来の関係部門のサービス生産と密接に関係する取引については、従来から、当該サービス生産として扱っている可能性があるものの、基礎統計の制約や、ソフトウェア業などではサービス生産の対価とされている場合も多いと考えられることから、特段の調整は行っていない。
- ・ これについては、今回も同様とする。(国際収支統計を用いた輸出入についても同様)
- ・ なお、今回の経済センサスで、初めてその利用料等という形で捉えることができるため、その結果を分析し、必要に応じこの整理を見直す。

(3) 無形固定資産の扱い (JSNA との相違があるもの)

	I0		JSNA		企業会計
	取引基本表	国際収支データ 利用項目	生産勘定	国際収支データ 利用項目	
研究開発の 資本形成	○	—	○	—	×
産業財産権 の資本形成	研究開発のうち 数	—	研究開発のうち 数	—	△ (他社から 取得した場合 資産計上)
産業財産権 の譲渡収入	輸出入は上記 (2)	研究開発サービ ス (1. A. b. 3. 8. 1) に含まれる	輸出入は上記 (2)	研究開発サービ ス (1. A. b. 3. 8. 1) に含まれる	○ (収益・資 産計上)
産業財産権 の利用料収 入	×	—	輸出入と一部 の国内取引分 のみ計上	産業財産権等使 用料 (1. A. b. 3. 6. 1)	○ (収益・費 用計上)
自社開発ソ フトウェア の資本形成	×	—	○	—	△ (ソフトウ ェア業のみ資 産計上)
娯楽作品原 本の資本形 成	× → ○	—	○	—	×
娯楽作品原 本の譲渡収 入	輸出入は上記 (2)	音響映像・関連 サービス (1. A. b. 3. 9. 1) に含まれる	輸出入は上記 (2)	音響映像・関連 サービス (1. A. b. 3. 9. 1) に含まれる	○ (収益計 上)
娯楽作品原 本の利用料 収入	国内取引は上 記(2)	—	輸出入のみ追 加計上、(国内 取引は上記 (2))	著作権等使用料 (1. A. b. 3. 6. 2)	○ (収益・費 用計上)

※上記の「譲渡収入」は、「資産（研究開発等の固定資本）の譲渡（売買）による収益」を意味する

※上記の「国際収支利用項目」の()内は、「国際収支関連統計 項目別の計上方法」(BOJ)の各番号

【2008SNA による定義等】

娯楽・文学・芸術作品の原本

娯楽・文学・芸術作品の原本は、演劇公演、ラジオおよびテレビ番組、音楽演奏、スポーツ競技、文学および芸術作品等が記録ないし体化されている、オリジナルの映画フィルム、音響録音物、原稿、テープ、(訳者付記：彫刻等の) 原型等から成る。そのような作品は、しばしば自己勘定で制作される。その後、完全に売り渡されるか、またはライセンスを用いて販売されることがある。(10.115)

市場で購入された原本は、購入者価格で評価される。社内(インハウス)開発のものは、推定基本価格、もしくは基本価格の推定が不可能な場合は生産費用によって評価する。(10.116)

知的財産生産物

知的財産生産物の例は、研究開発の成果、鉱物探査・評価、コンピューター・ソフトウェアおよびデータベース、さらに娯楽・文学・芸術作品の原本である。そうした項目の特徴は、その価値のほとんどが、知的営為に帰せられるという事実である。一般的な言い方をすれば、知的財産生産物は次のように表現することができる。すなわち、知的財産生産物は、その知識の使用が法的またはその他の保護手段によって制限されているために、その開発者が、それを市場で販売したり、自らの利益のために生産活動に利用できたりする知識につながる、研究、開発、調査またはイノベーションの成果のことである。(10.98)

(出所)「2008SNA (仮訳)」内閣府

娯楽作品原本と著作権等サービスの導入について

「令和2年（2020年）産業連関表の作成に関する基本方針」（令和2年8月19日産業連関部局長会議決定）では、令和2年産業連関表に係る主な検討事項として「08SNAの概念・定義や、生産物分類との整合性を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取り扱いの検討結果を勘案しつつ、産業連関表における取扱に関する検討を計画的に行う」こと、また「サービス分野の生産物分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮し、部門分類を検討する」こととされている。

そのため、産業連関表における検討に向けた参考として、まず国民経済計算の導入状況について以下のとおり整理した。

1. 概要

娯楽作品原本とは、映画やテレビ番組のマスターとなるフィルムや映像データ、CDなどを作成するために必要な音源、書籍の原稿などを指している。これら娯楽作品原本は、テレビ番組の放映や配信、CDやDVDの製作といった「コピー」の生産に使用される固定資産（知的財産生産物）として定義される。娯楽作品原本の議論は、生産されてから複数年に渡って利用されるようなものを資本化することを目的としたものであり、娯楽作品のうち、単年で消費されるような性質のものは、従来通り中間消費（制作費等）として扱われる。

国際基準（2008SNA）においては、知的財産生産物に係る生産の記録として、「原本（オリジナル）」とそれを利用して生産される「コピー」を別々に記録することが求められており、娯楽作品原本についても、ソフトウェアなどとともに、生産活動の区分が求められている。また、「コピー」の生産に際し、一時的に「原本」を使用することに対する原本所有者への対価（使用料）の支払がある場合には、これもサービスの生産、取引として記録することが求められている。

国民経済計算（以下「JSNA」）における娯楽作品の扱いについては、旧基準（平成23年基準まで）では「コピー」のみが生産として記録されていたが、昨年度実施した平成27年基準改定において、新たに娯楽作品原本を生産として記録し、その資本化を行った。併せて娯楽作品に関する著作権使用料に関しても、旧基準までは財産所得（賃貸料）として記録していたものを改め、「著作権等サービス」の生産として認識した。

2. 具体的な推計方法

- ① 既存のメディア等の生産に含まれている娯楽作品の「コピー」に加えて、新たに娯楽作品原本についても、コモディティ・フロー法における財貨・サービスの品目を追加し、産出額を計上した。今回対応した娯楽作品原本の内訳としては、映画、テレビ番組、音楽、書籍の4種類を推計している。また、資本化の対象は、複数年にわたって使用されるような娯楽作品原本のみとなるため、OECDによるIPPハンドブック（2010）¹の整理に従って、テレビ番組でもドラマやドキュメンタリーは対象とするが、ニュースやスポーツ番組などは対象としない、書籍でも通

¹ Handbook on Deriving Capital Measures of Intellectual Property Products, OECD, 2010.

常の書籍のみを対象とし、新聞や雑誌は対象としないなど、資本化の対象範囲を限定している。

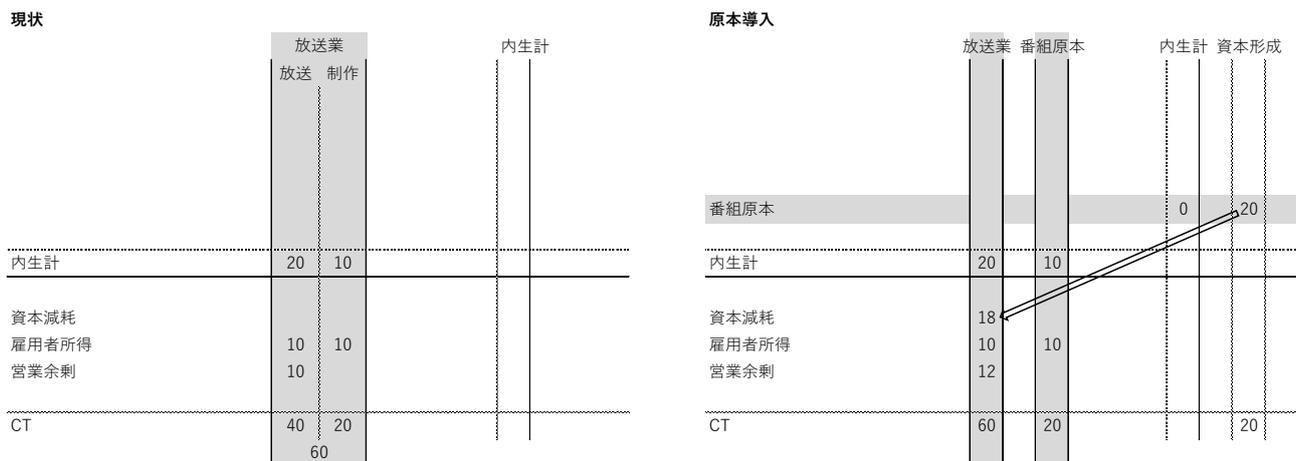
- ② 娯楽作品原本の生産額は、OECD ハンドブックで検討されている方法に倣い、原則としてコスト積み上げ方式により推計した。ただし個人事業主による生産活動が主と考えられる音楽や書籍の一部については、投入コストの把握が難しいことから、関係する著作権管理団体から得られる著作権使用料のデータを利用した、ロイヤリティ方式も併用している。ロイヤリティ方式とは、現存する娯楽作品原本の全体から将来にわたって生み出される収益総額の割引現在価値(ストック額)を設定し、その増分から単年の娯楽作品原本生産額を導出する推計方法である。
- ③ 娯楽作品原本は、複数年にわたって「コピー」の生産活動に使用されるもののみを対象と想定していることから、生産額がすべて総固定資本形成として最終需要される。また固定資本マトリックス上では、一部の委託生産分を除いて、大部分が生産した主体が自ら需要する形で記録される。(娯楽作品原本の生産・取得に関する平成 27 年産業連関表の部門については、図表 1 のとおり。)
- ④ 娯楽作品原本の生産に要したコストは、基本的に既存の関係部門で投入された中間投入や粗付加価値により構成される。新たに娯楽作品原本を生産として認識することにより、関係部門の中間投入や粗付加価値が切り出されることになるが、関係部門の生産額は不変であり、過去に総固定資本形成として取得した娯楽作品原本から発生する固定資本減耗が新たに加算されることにより、投入額が補填される。
例として、図表 2 に放送業(テレビ局を想定)とテレビ番組の原本の生産について示した。従来の産業連関表では放送業では 60 の生産があり、その内訳としてセグメント別の支出が番組制作 20 と放送 40 で構成されていたとする。この番組制作 20 をテレビ番組の原本として新たな生産として認識し、産出先として(放送業の)総固定資本形成に記録される。放送業の生産額は 60 のままであるが番組制作に要する支出分 20 の中間投入・雇用者所得等が減少した代わりに、過去に総固定資本形成として取得したテレビ番組原本から生じる固定資本減耗 18 が加算される。差額の 2 については、営業余剰の増加により調整されている。
- ⑤ 様々な媒体を通じた娯楽作品のコピーに係る生産物については、個人による音楽 CD の購入や映画鑑賞などを通じて主に家計消費として需要される点で、旧基準から特に変更はない。このため、平成 27 年基準改定の前後において、コピーに係る生産物そのものによる家計消費、中間消費には影響がない。
- ⑥ 娯楽作品のコピーを生産する部門においては、娯楽作品原本の保有者に対してコピー作成に係る権利使用料を支払うケースがある。新基準ではこの受払をサービスの取引と整理し、原本保有者が権利料に相当する「著作権等サービス」を新たに生産した上で、これをコピーに係る生産物の生産者(⑤の例に対応させれば、音楽 CD の生産者や映画館など)が中間投入として記録することになる。
- ⑦ コピー作成に係る権利使用料に関しては、海外とのやり取りも存在する。最新の国際基準である BPM6 に対応した国際収支統計では、著作権等使用料の受払をサービス収支として記録しており、国民経済計算でも著作権等サービスの輸出入として記録している²。
- ⑧ 国民経済計算において、娯楽作品原本の生産額推計に利用した資料は、図表 3 のとおり。

² 国際収支統計における「著作権等使用料」の項目には、今回議論している娯楽作品原本に係る使用料のみならず、ソフトウェアに係る著作権使用料も多く含まれていることが判明している。このため輸出入も含めた著作権等サービスの国内での生産、産出先を検討する上では、娯楽作品原本の所有者とコピー生産者のみならず、ソフトウェア業も含めた議論が必要となる。なお、著作権使用料については、財産所得として除外していた輸出入分を平成 27 年基準 JSNA から新たに生産物に追加で記録しており、産出額に輸出分を加算し、輸入分を国内での中間投入に加算している。

図表 1

平成27年基本表分類		関係する娯楽作品原本
5921011	公共放送	テレビ番組
5921021	民間放送	テレビ番組
5951011	映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）	映画、テレビ番組、音楽
5951031	出版	書籍
6741099	その他の娯楽	音楽、書籍（著述家、芸術家業）

図表 2



図表 3

娯楽作品原本の種類	主な推計資料
映画・テレビ番組（うち外部制作分）	経済構造実態調査 経済センサス-活動調査
テレビ番組（うちテレビ局内制作分）	NHK年鑑 日本民間放送年鑑 テレビ局各社の財務書類
書籍	経済構造実態調査 出版指標年報
音楽	経済構造実態調査 日本レコード協会公表資料 著作権管理団体内部資料

3. 産業連関表における対応検討

令和2年産業連関表において、娯楽作品原本や著作権等サービスの記録を検討するためには、以下の事項について議論を行う必要があるのではないか。

- ① 娯楽作品原本や著作権等サービスについて、独立した生産物として個別認識する上での単位。
- ② ①で特定したそれぞれの生産物の単位について、生産元となる既存部門・産業との紐づけ。(その際には、供給表(S表)上での記録も併せて整理。)
- ③ 娯楽作品原本の生産額(CT)推計方法の検討と、関連する既存部門からの投入額の剥がし方などの検討。なお、統計調査による把握が困難と考えられるアーティスト個人の生産(例えば音楽や書籍の原本に係る音楽家や著述家の生産)について、国民経済計算の様にロイヤリティ方式を用いた生産額の推計を行った場合は、生産元となる既存の産業連関表部門(例えば「その他の娯楽」)におけるCT推計との関係を整理し、必要に応じて既存のCT推計の手法変更も併せて検討。
- ④ 著作権等サービスの国内における受払について、推計方法の検討と既存部門との整理。